

## 狩猟期間中における道有林への入林自粛

エゾシカ狩猟期間中（10月1日から3月31日まで）は、多くの狩猟者が道有林へ入林します。狩猟に伴う事故防止のため、この期間の狩猟目的以外での入林はお控えくださるようお願いいたします。エゾシカによる森林等被害を低減するため、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ 空知総合振興局森林室管理課管理係  
電話：0126-22-1155

## 「空知管内地方税合同公売会」開催

空知総合振興局および空知管内の市町が差し押さえた財産の合同公売会を開催します。2年ぶりの開催となりますので、ぜひお越しください。

場所：空知総合振興局4階講堂（岩見沢市8条西5丁目）  
日時：令和4年12月4日（日） 12時から13時  
公売参加に必要なもの：1 印鑑（個人は認め印、法人は代表者印）  
2 身分証明書（運転免許証、健康保険証など）  
3 委任状（代理人が入札に参加する場合）  
4 買受代金（現金）

お問い合わせ 空知総合振興局納税課 電話：0126-20-0055

## 11月は「児童虐待防止推進月間」です

厚生労働省では毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、家庭や学校、地域等の社会全般にわたり、児童虐待問題に対する深い関心と理解を得ることができるよう、期間中に児童虐待防止のための広報・啓発活動など種々な取り組みを集中的に実施しています。

### 【児童虐待とは？】

- 身体的虐待 ～ 殴る、蹴る、叩く、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、溺れさせる など
- 性的虐待 ～ 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など
- ネグレクト ～ 家に閉じ込める、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気になっても病院に連れて行かない など
- 心理的虐待 ～ 言葉による脅し、無視、きょうだい間での差別的扱い、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう（面前DV） など

「しつけ」が行きすぎると虐待に当たることがあります。

### 【児童虐待かも？と思ったら…】

すぐに通告・相談してください。「児童相談所虐待対応ダイヤル 189」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通話料は無料です。通告・相談は匿名で行うこともでき、通告・相談をした人やその内容に関する秘密は守られます。

### 「児童虐待防止推進月間」標語 令和4年度最優秀作品

「もしかして？」ためらわないで！ 189（いちはやく）

### 【児童虐待に関する相談先】

- 児童相談所虐待対応ダイヤル 電話：189（通話料無料）
- 岩見沢児童相談所 電話：0126-22-1119
- 福祉課子育て支援係（保健センター） 電話：69-2100



# 浦臼町認定こども園なかよしの【新規申込】手続き

浦臼町認定こども園なかよしを令和5年4月から新規に利用希望する方の申請を受け付けます。  
なお、希望者多数の場合は利用出来ない可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。

- **受付期間** 令和4年12月1日（木）から令和4年12月16日（金）まで（土日以外）  
※受付期間を過ぎても申請は可能ですが、希望者多数の場合は期間内に提出された方が優先となります。
- **募集人数（予定）** 0歳 3名  
1歳・2歳 3～4名程度  
3歳以上（1号・2号） 若干名
- **申請に必要なもの** ①施設型給付費・地域型保育給付費等教育・保育給付認定兼利用申請書  
②就労証明書（保育を必要とされる方のみ提出。令和4年12月1日以降に証明されたもの）  
③就労以外の事由の場合、その事由を証明する書類。  
④エントリーシート（令和5年4月1日までに浦臼町に転入予定の方）  
⑤印鑑
- **申請書の配布場所** 福祉課子育て支援係（保健センター）  
浦臼町ホームページからダウンロード
- **提出先** 福祉課子育て支援係（保健センター）

## 【参考】

認定区分	内容	利用時間区分	利用できる施設
1号認定 (教育標準時間認定)	満3歳以上の未就学児童で、保育を必要としない、幼稚園等で教育を希望	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定 (満3歳以上・保育認定)	満3歳以上で、保護者の就労や疾病等により、保育を必要	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定 (満3歳未満・保育認定)	満3歳未満で、保護者の就労や疾病等により、保育を必要	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園

保育標準時間～主に保護者のいずれもがフルタイム勤務の場合。最大11時間まで利用できます。

保育短時間～主に保護者がパートタイム勤務の場合など。最大8時間まで利用できます。

お問い合わせ 福祉課子育て支援係（保健センター） 電話：69-2100

## 11月30日は「年金の日」です！

厚生労働省では、「国民一人一人、「ねんきんネット」等を活用しながら、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただく日」として、11月30日（いいみらい）を「年金の日」としています。

この機会に、「ねんきんネット」でご自身の年金記録や年金見込額を確認し、将来の生活設計について考えてみませんか。

「ねんきんネット」をご利用いただくと、パソコンやスマートフォンからいつでもご自身の年金記録を確認できるほか、ご自身の年金記録からさまざまな条件を設定した上で、年金見込額の試算をすることもできます。

ご利用については、日本年金機構ホームページをご覧ください。

○日本年金機構ホームページ（ねんきんネット）

[https://www.nenkin.go.jp/n\\_net/](https://www.nenkin.go.jp/n_net/)



# 浦臼町認定こども園なかよしの【継続申込】手続き

【1号認定の方】

## 2号認定（保育利用）への変更について

現在、浦臼町認定こども園なかよしに在園している保育を必要としない1号認定児童で、令和5年1月から4月末までの間に保育を必要とする2号認定に変更を予定されている方は、変更申請書の提出をお願いします。

- **受付期間** 令和4年12月1日（木）から12月16日（金）まで（土日以外）  
※受付期間以外でも申請は可能ですが、希望者多数の場合は期間内に提出された方が優先となります。
- **申請に必要なもの** ①支給認定変更申請書  
②就労証明書（令和4年12月1日以降に証明されたもの）  
③就労以外の事由の場合、その他保育が必要なことを証明する書類  
④印鑑
- **申請書の配布場所** 福祉課子育て支援係（保健センター）  
浦臼町ホームページからダウンロード
- **提出先** 福祉課子育て支援係（保健センター） 電話：69-2100

【2号・3号認定の方】

## 現況届の提出について

浦臼町認定こども園なかよしを利用している方を対象として、保育を必要とする事由に該当していることを確認する必要がありますので、現況届の提出をお願いします。

- **対象児童** 令和4年12月1日時点で浦臼町認定こども園なかよしに在園する児童2・3号認定児童  
※5歳児（らいおん組）と町外から通園している児童を除く。
- **受付期間** 令和4年12月1日（木）から12月16日（金）まで（土日以外）
- **申請に必要なもの** ①施設型給付費・地域型保育給付費等現況届  
②就労証明書（令和4年12月1日以降に証明されたもの）  
③就労以外の事由の場合、その他保育が必要なことを証明する書類  
④印鑑
- **現況届の配布場所** 福祉課子育て支援係（保健センター）  
浦臼町ホームページからダウンロード
- **提出先** 福祉課子育て支援係（保健センター） 電話：69-2100

## だれでも食堂のご案内

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

新型コロナウイルス感染症対策により、予約制での開催といたしますので事前にお申し込みをお願いします。マスク着用のうえ、ぜひお越しください！

**日時**：11月19日（土）11:30～13:30  
※11:30から30分ごとの時間予約制です。  
**開催場所**：ふれあいの家（中央団地敷地内）  
**申込先**：電話：090-2811-8196  
**メニュー**：照り焼き定食  
代表 鎌田真美

テイクアウトも出来ます（予約個数限定）。

**料金**：大人200円 18歳以下無料

※新型コロナウイルスの感染状況等により、中止となる場合があります。